

////////////////////////////////////
神戸市看護大学 倫理委員会ニュースレター6号 (2013.5.10)
////////////////////////////////////

■倫理講習会のお知らせ

厚生労働省は、2008年7月31日に全部改正した「臨床研究に関する倫理指針」
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf#search>
の中で、研究者等の責務として「研究者等は、臨床研究の実施に先立ち、臨床研究に関する倫理その他臨床研究の実施に必要な知識についての講習その他必要な教育を受けなければならない」と求めています。これを受けて、本学でも毎年、全教員を対象に倫理講習会を実施し、参加者には受講証明書（3年有効）を発行しています。

2013年度の倫理講習会を、下記の通り開催します。内容は昨年度とほぼ同じです。倫理審査の申請を行う際の留意点などにも触れますので、とくに倫理審査の申請を予定されている方はぜひご参加ください。

1. 日時：2013年7月11日（木）17:00～18:30
2. 場所：W13
3. テーマ：研究倫理と倫理審査の申請方法について
4. 講師：神戸市看護大学 松葉祥一
5. 対象者：大学院生、教員（とくに新任教員）

■院生の倫理審査方法の改定について

大学院生の皆さんの心理的負担を軽減する目的で、5月20日の倫理審査会から今年度末まで、次の2点の改定を行います。今年度末の評価によって、次年度以降継続するかどうかを決定します。

① 「倫理審査会のためのメモ」の提示

倫理審査会において質問を予定していることや修正意見などの概要を、事前にお知らせすることにしました。以下の点についてあらかじめご了承ください。

- 1) このメモは、審査会での話し合いに先だって、1人の委員が自分の意見や、審査会で申請者にする予定の質問をまとめたメモにすぎません。
- 2) 審査会では、皆さんに質問する前に、委員全員で話し合いをします。その話し合いで、別の委員が意見や質問を付け加えることもあります。また、このメモにある項目でも、必要ないと判断された場合には削除することがあります。
- 3) 審査会当日まであまり時間はありませんが、概要を把握したり、質問や意見に対する考えを明確にしたりするために活用してください。
- 4) このメモは覚え書きにすぎませんので、正式な倫理審査の結果は、倫理審査会の後に交付される「倫理審査結果通知書」をごらんください。

5) 「倫理審査会のためのメモ」を希望する院生は、「『倫理審査会のためのメモ』を希望します」と倫理審査申請書の表紙の欄外に赤字で記入し、通常の倫理審査申請書提出期限（HPを参照してください）の前日正午までに事務局に提出してください。

「倫理審査会のためのメモ」は、倫理審査会の前日の正午から事務局でお渡ししますので取りに来てください。

② 指導教員の同席

倫理審査の結果「再審査」または「不承認」となった場合、再度倫理審査を申請する際に、指導教員が倫理審査会に同席を希望する場合は、委員長の判断によって可能とします。

倫理審査申請書の表紙の欄外に「指導教員の同席を希望します」と赤字で記入し、指導教員の連絡先（電話番号およびメールアドレス）を記入してください。倫理審査会の前日正午までに大学院生もしくは指導教員に同席が可能かどうかを連絡いたします。

以上、ニュースレターの内容についてご意見、ご質問がある場合は、倫理委員長の松葉までご連絡ください（matsuba@tr.kobe-ccn.ac.jp）。

倫理委員会